

趣旨・目的

戦後における婦人参政権の確立や日本国憲法の制定により、男女平等を目指した取組は国際的な取組と連動しながら着実に進められてきました。

このような取組の中で制定された男女共同参画社会基本法は、戦後における男女平等への取組を受けつつ、新たな展望として、女性と男性の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会として男女共同参画社会の実現を示しています。

しかしながら、固定的な性別による役割分担意識やそれに基づく慣行は社会に依然として残り、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、人権を侵害する行為が顕在化し、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

これらの課題は、地域レベルで草の根的に解決すべき課題であり、市と市民、事業者が一体となって、この課題に向けた取組を進める必要があります。

そのため、小美玉市は、すべての人が尊重され、豊かで活力あふれる男女共同参画社会を実現するために、基本理念及び市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明確にあらわした小美玉市男女共同参画条例を策定するために、条例素案を取りまとめました。

背景

1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」が施行され、男女共同参画社会の実現が「我が国社会を決定する21世紀の最重要課題」として位置付けられました。

基本法は、「男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策、区域の特性に応じた施策を策定し、実施する(基本法：第9条)」ことを地方自治体に義務付け、都道府県には「国の男女共同参画基本計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定する(基本法：第14条)」ことを、市町村に対しては「国と都道府県の計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定する(基本法：同条)」よう求めています。

これを受けて、各都道府県及び市町村で、男女共同参画推進に関する条例が制定されています。

茨城県では、平成13年3月に「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、現在15市町村が条例を制定しております。小美玉市においても、今後男女共同参画社会づくりを推進するため、条例制定の必要性から、平成20年度中の条例制定を目標に、平成19年度から取組を開始しました。小美玉市の男女共同参画推進体制として位置付けられている小美玉市男女共同参画推進委員会では、様々な協議が重ねられ、本条例素案はこれらの協議を参考にしています。